

## 平成30年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年4月18日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 図書室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知   | 2番  | 宮崎 春夫  | 3番  | 俵 薫   |
| 4番  | 伊藤 新司  | 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法  |
| 7番  | 村上 浩一  | 8番  | 石田 健治郎 | 9番  | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生  | 13番 | 武藤 康志 |
| 15番 | 安富 法明  | 16番 | 伊藤 太一  | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二  |     |        |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 阿野 秀文 | 鮎川 幸彦 |
| 篠田 巧  | 瀧山 勝弘 | 野尻 涉  |
| 松田 康浩 | 松原 正晴 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 |       |       |
- 5 欠席農業委員
- |     |      |     |       |     |        |
|-----|------|-----|-------|-----|--------|
| 12番 | 井町 哲 | 14番 | 縄田 善博 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
|-----|------|-----|-------|-----|--------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- |      |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 30 年第 4 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして先にやりたい事があります。4 月の異動で若干事務局の方の異動がございましたので、新しい職員の紹介をしておこうと思います。実は、篠田君が市民課年金係の方に異動になりまして、於福公民館から小幡和希君がきました。それと臨時で今まで小倉さんが 5 年くらい居てくれましたけれど、村上さんと岡村さんの 2 名に交代になりました。新しい人自己紹介をしてください。</p> <p>各自、自己紹介。</p> <p>それでは総会を開催いたします。それでは本日の出席委員は 19 名中、16 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。なお、欠席委員は 12 番、井町委員。14 番、縄田委員。縄田委員につきましてはまだ届出がありませんので遅れて来られるかもわかりません。17 番、馬屋原委員。3 名が欠席となっております。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。8 番、石田委員。15 番、安富委員。よろしく願いいたします。それと議事に先立ちまして一つほど、みなさんにお詫びと言うか、お願いをしておきます。小幡事務局の方が初めて篠田元事務局から引き継いで議事録を作成しております。多々訂正箇所があります。議事順位に沿ってその都度訂正をしていきたいと思っておりますので、みなさんあまり怒らないでよろしくやっていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。譲受人が現在の耕作地である親族の農地の贈与を申し出され、これを受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、農機具の保有状況からみて農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、法人で従事され基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農</p>

	<p>地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地から遠方に住み耕作管理が困難である譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。譲受人の所有地、借受地について適正に耕作管理がされています。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1番	<p>現場は●●から●●に向かって、途中でうどん屋さんがあるんですがその左の方の山側にあります。内容については、農業委員が審議しましたが別段問題があるといったことはありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>では2番目も一緒にお願いします。</p>
3番	<p>3番、俵です。2番の件についてご説明いたします。資料2を見ていただいたらわかるんですが●●町の一番北部で、この農地から2、300m上の方に寄りますと●●にこえる公園があるという場所でした。要件である全部耕作についてはきちんとされていますし、実は昨年も所有権移転を行われております。残った分が今年その分だと言う事で、去年言ったんですが、あと残りはどうされるんですかと言ったら、また今度しますというのが今回出てきた訳で。別段特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。先に補足をしておきます。当日現地調査を行いましたのは倉増委員と俵委員、そして事務局が事務局長と小幡主事が同行しております。それに地元の推進委員さん農業委員さん等が立ち合っておられます。報告しておきます。それでは地元委員の方より何か補足説明がございましたらお願いいたします。1番から。</p>
18番(推進委員)	<p>はい。松田です。よく分からないですが、初めてなので。勉強にはなったんですが、現地に行って●●●●の土地ということは分かりました。問題はないと思います。</p>
議長	<p>2番。</p>

3 番(推進委員)	<p>俵委員の報告の通り、現状農地管理されていて問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今度は現地の問題につきまして若干補足をしておきます。1 番が耕作面積が無いようになっております。世帯の状況等々の中に無いようになっておりますけれど、普通の場合は新規就農という事になりますけれど、実は長年の案件でございます。見てもらったら分かりますように2,752㎡という少量の農地でございます。実は農地法が昭和26年に出来まして、当時、農地が取得できる下限面積が3,000㎡。その後昭和50年代になりまして、下限面積が5,000㎡というふうに農地法の規則の改正が繰り返されていまして、2,700㎡では相続でもらうはずの土地がもらえない。というふうな状況がずっと続いておりまして、お父さんの分家される前の本家の名義で土地が祖父の代からの名前で今まで管理されていたと、美祢市に下限面積を1,000㎡までと特別な許可要件ができましたので、この際だからということで名義を変えられるという事になりました。色々難しいややこしい問題が間に挟まっていたという事でございます。それで●●さん自体がこの●●●●の営農組合の構成員で●●●●の中で営農作業等を農作業等に從事されておりますので、ちょっと異例の様な形になりますけど新規就農ではなくて新たに農地を取得されるという事で、現地調査も行い再度申請というふうになりました。その辺はご了承よろしくお願ひいたします。では、委員のみなさん何かご意見ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。</p>
	<p>挙手。</p>
	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。それでちょっともう一つみなさんにお願ひをしておきます。今日初めてこの会議に出席の推進委員のみなさんいらっしゃいますけれど、推進委員のみなさんには発言権がございます。私が何かご意見ございませんかと言いましたら、発言等自分のご意見は挙手をして発言をしていただきたらと思います。ただ議決権がございませんので採択の場合は何もされなくてよろしゅうございます。よろしくお願ひいたします。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から5まで事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>5 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●から南西へ900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を借り受け近隣で施工する、太陽光発電設備施設設置関連工事の為の工事車両用の進入路としての申請地の一部を一時的に転用するもの</p>

<p>議長</p> <p>3番</p>	<p>です。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から南西へ900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電主力33.0キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●から南へ4.2kmの位置にある農用地区域内の第2種農地です。申請地を借り受け近隣で施工する宇部興産専用道路交差橋耐震補強工事のための休憩所、資材置場としての申請地の一部を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は●●●●から南へ4.1kmと4.2kmの位置にある2つの田で農用地区域内の第2種農地です。申請地を借り受け近隣で施工する宇部興産専用道路交差橋耐震補強工事のための資材置場としての申請地の一部を一時転用に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましても一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるものです。3件目、4件目ともに原状回復誓約書は提出されています。この案件につきましても、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請地は●●●●から西へ250mの位置にある農用地区域外にある第3種農地です。実家横の父所有の農地を無償で借り受け自己用住宅1棟を建設、カーポートにつきましては既存の物を利用するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ちょっと先に1件お願いします。5番目。無償で借り受けだったら使用貸借になるので、所有権の所を使用に変えなければいけないですが、今の説明は無償で借り受けている。どっちになっているでしょう。ちょっと調べてみてください。その間に現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3番、俵です。まず1番の件ですが、場所的には先月もこの近くを見に行っただと思うんですが、右側に●●●にあがる信号があるその左手になります。2860-3ですね。太陽光を設置される場所。この手前までは道があるんですが、2860-2に道がないという事で一時転用で2860-3の工事を行いたいということで問題ないと思っております。続きまして2番ですが同じ</p>
---------------------	---

	<p>近くのもう少し下手へ下がった農地になります。あの辺り先月も話がありましたが、ほとんど遊休農地化しているような所であって、そこに太陽光を設置するという事でもありますので別段問題はないかと思えます。</p>
議長	<p>はい。次、よろしくお願いします。</p>
1 番	<p>3 番と 4 番です。これは●●の峠を上がって、●●●に入る所から 2 k m くらい下った所の宇部興産の専用道路の近くに寄った所です。これ現地調査いたしましたところ何の問題もありませんでした。</p>
議長	<p>5 番。</p>
3 番	<p>3 番、俵です。場所的には●●●●から 2 0 0 m くらい●●側に寄ったところにあります。親子関係でお父さんの名義の土地に家を建てるという事ではありますが、申請地の両側にも畑があるんですが皆お父さんの畑ということで、周りに水田等は見受けられませんでした。特に問題はなかろうかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは 1 番、2 番、3 番地元委員さんの方から何かありましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>地元委員の山縣です。今、俵委員さんが言われた通り別段問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、3 番、4 番。</p>
1 番 (推進委員)	<p>●●町の●●●の件は農業委員さんの先程の説明でいいと思えます。よろしく審議をお願いします。</p>
議長	<p>5 番。</p>
9 番(推進委員)	<p>推進委員の篠田でございます。5 番の件です。譲り受け人と言いますか、現在、職場の近くに一家で住んでいますが通勤が可能という事で、ここに住宅を建てようとするものですが所有権の移転という事で、親の所有権を移転という事で問題はないものと思えます。転用にあたって先程俵委員が言われましたように周りに水田も無いし、周囲に与える影響はないという事ですので問題は</p>

議長	<p>いと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。1番の無断転用ですけども、実は最初に太陽光発電の施設をするために人力で全てをやりますと言う事で申請があったんですが、実際には重機で進入しておりましたので始末書を添付して一時転用の申請が出てきて、もう既に最初の工事はもう終わっておりますけれど、まだ次の工事の予定がありますので一年間の一時転用かと思います。別に泥を入れるとか、バラスを入れるとかで一時転用ではなくてそこを通路として使うという事での一時転用でございます。補足をしておきます。委員のみなさんより他に何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、諮問会議に附します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。番号1、2につきまして事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●で、山の土で畑地造成の事前報告書を平成28年6月16日付けで受理しており、その後1度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、予定業者を変更しなければいけなくなり新たな業者を選定するのに時間を要したため、完了予定を平成30年12月31日までに延長したいという申請です。現在の進捗状況は30パーセントとの事です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●で、田としての耕作管理が困難との理由で残土等の盛土による畑地造成の事前報告書を平成25年3月18日付けで受理しており、その後3度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、予定より土砂の搬入が遅れており完了予定を平成31年3月31日まで延長したいという申請です。現在の進捗状況は85パーセントとの事です。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんにお尋ねしますが、1番、石田委員ですか。山縣推進委員でしょうか。どちらに尋ねたらいいでしょうか。石田さんの方は把握していないですか。</p>

8番	私はちょっと把握しておりません。
議長	30パーセントの進捗状況だという事について、ここだけです。私の目から見るとどこがどういう風に30パーセントされているのかと疑問に思いますので。
8番	先程の●●に入る所の、ちょっと利用権設定の見直し等で行った時にはまだ手が付けられてなかったという記憶があります。
議長	わかりました。では2番。
6番	把握しておりません。申し訳ありません。
議長	これは●●の下なんですよ。  私がちょっと見たところでは、ほぼ出来あがっている状態でもう少し足りない状態です。
議長	これは●●の下にザグを入れて畑地造成をしている所です。かなりここは進んでいる状況だと思います。すごい早いスピードでという事ではないんですけど。それでは委員のみなさんの方で何かご意見ございましたら、お願いいたします。
6番	引き続き確認しておきます。
議長	ありがとうございます。この変更届は最後くらいになるんですよね。
事務局	本来なら旧美祢の農業委員会では3回ほどしておりましたが、篠田係長が県に問合せたところ回数は関係ないという事でした。出されたらそれを受理するという流れであります。
議長	ありがとうございます。県の方の担当、係の見解が違うようなんですが、県の常設会議の中で延期願について私が県の方に正したところ回数は別に法律的な設定はありませんという返事ではございましたけれど、2回くらいが最高で6年くらいではないかなと、



	<p>だから4回目はないんだよと、2年、2年でいけば1回、2回目を出して6年くらいが最高ではないかと、その辺でもし出来なければ元に戻すようにきちんとして事業をなさいと、篠田係長は目の前で聞いていたはずなんですけど、確か安部さんそうでしたよね。覚えてないですか。</p>
5番	<p>はい。そうでした。でも事業を進めているのであれば、やっぱりそれは見届けてするという風に。</p>
議長	<p>進めているのであれば。というのが一つ問題なのは美祢市で問題なのが●●●の●●の案件があるんです。この案件についてどのように処理をしたらいいかという事で、前回、延期願が出た時に県でその件につきまして、正したという事があります。もう一度はっきりとした見解を県の方に今月の27日に忘れないようにもう一度、今度はきちんとした文書で出すように求めようと思います。</p>
16番	<p>今聞いているのは全然、真反対の話みたいな感じに受けるわけですよ。事務の方も困るし、業者の方も困るでしょう。できれば。</p>
議長	<p>はい。それで延期、延期で荒廃したままで環境的にも悪いですから。というあたりにしたいなと思っております。今回の2件につきましてはどうでしょうか。委員のみなさんの意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回全体で217筆ございます。1ページ目をご覧くださいと思いますが、全体面積324,998㎡貸し手が58名、受け手が18名でございます。内訳につきましては、4ページから20ページの間になります。右方の方に公告番号がありますが、その31番目から57番目につきましては機構を通して農事組合法人 ●●●●農業生産法人へ集積されます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められる、また常時従事することが認められるということをご報告申し</p>

	<p>上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より、見られて何か疑問があるようでございましたらお願いいたします。</p>
6 番	<p>●●●●のは特に問題ございません。</p>
議長	<p>はい。他にはございませんか。●●●●の営農組合に来月くらいに行くと思いますけれど、この中間管理機構の方に今月いつている分につきましては途中でも切り替えではございません。3月31日で終わったものについて4月1日から新たにという事でございますので、以前のようなつけかえというのは、実は私もいろいろ言っていましたけれど会計検査員の方からかなり厳しい指摘があったようでございまして、これはそうではありませんので問題ないというふうに思っております。意見ございませんようなら採決に移ってよろしゅうございますか。（「はい」の声）議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p>
事務局	<p>先程の議案第2号、農地法第5条の5番がまだ審議の途中段階になっておると思うんですけど。</p>
議長	<p>所有権移転なのか使用貸借なのか、だけでいいです。</p>
事務局	<p>では、ご説明いたします。この申請書を見ますと、使用貸借ではなく所有権の移転となっております。ですから議案の方は間違いございません。説明の方が間違えておりました。すみませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届についてを議第といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>報告第1号の前に申し訳ございませんが、修正箇所がございます。番号1の1089番地の面積が31,665の内になっておりますが、正しくは3,166の内に修正願います。訂正しお詫び申し上げます。</p> <p>朗読。</p> <p>1件目。申請人は、KDDI 株式会社で、申請地は、●●●●●、●●●●●から南東に4kmの位置にある土地の一部を一時転用し、隣接する畑に携帯基地局を設置するため進入路を設置するものです。なお、6月末までには原状回復される予定です。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
1番	<p>場所は●●●。</p>
議長	<p>地理的に分かっていないようなので私の方から報告します。●●の信号をこちらから行けば右、●●の方から行けば左に入って行きまして、●●地区を通りすぎまして、●●●の方へ抜ける手前でございます。一番最後の●●●という集落でございますが、その●●●という所で先月も KDDI のアンテナ基地局の申請が出ておりましたけど、全く同じ所でございます。作業する為に進入路がないので1カ月遅れで先月指導しましたら、今月このような形で作業用道路の一時転用が出た次第でございます。ここはですね、ちょっと今後問題になると思うんですが無断転用と申しますか、畑地造成と申しますか造成、畑地造成と言った方がいいのか何かよく分からないんですが造成がされております。今後これについても地元委員さんと一緒に解決の方向に向けていかなければ、きちんと処理をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに私は思っております。KDDI さんの問題につきましては、そういう事で今回は一時転用で中にアンテナを建てたいという事と、後でもう1件多分出てくると申します。このアンテナを維持管理する為の通路、人間が歩くだけの通路の転用も後で出てくると申しますけれど、そういう事でございます。これは一時転用でございますけれど、アンテナの基地局に関する事でございますので、5条とか4条とかいう項目での審議をするやつではございません。事前協議を行って、ここでみなさんが問題ないと言っただけならば、もう工事の方は事前協議終了後に開始ができるような、そういうシステムになっておりますので、あくまでも報告案件でございます。委員のみなさんの方より何かご意見、この案件について分からないことがありましたら質問、発言していただけたらと思います。ございませんか。</p>
10番	<p>10番の伊藤です。ちょっとお聞きしたいんですが、よく携帯電話の基地局と違ってわりとあちらこちらで建っているし、本当は建ててほしいと私達も思っているんですけど電波が悪いので、こういうのはどこの土地というのはあるんですか。どちらが所有者</p>

	<p>というか。</p>
議長	<p>はい。所有者があります。</p>
10番	<p>ここにある方の所有</p>
議長	<p>いいえ。違います。これは申請者ですから。</p>
10番	<p>では、別にいらっしゃるという事ですか。</p>
議長	<p>はい。いらっしゃいます。その申請者の方とは売買契約の含めて賃貸契約までどんな契約になっているかは、うちの書類を調べれば出てくると思います。この議案と言いますか、この中には出てきません。他にございませんか。他にないようでしたら、報告案件でございますので終わらせていただきます。それでは議事順位第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議第といたします。番号1から10までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>1件目。耕作が困難なため現在の賃貸人、賃借人の合意により解約通知が提出されたものです。</p> <p>2件目から5件目は、農地管理事業を利用するため現在の賃貸人、賃借人の合意により解約通知が提出されたものです。解約後、中間管理機構を通して●●●●●へ貸付されます。</p> <p>6件目。耕作者困難なため現在の賃貸人、賃借人の合意により解約通知が提出されたものです。</p> <p>7件目。耕作者変更のため現在の賃貸人、賃借人の合意により解約通知が提出されたものです。</p> <p>8件目から10件目。賃貸人が市外に転居するため現在の賃貸人、賃借人の合意により解約通知が提出されたものです。今回、全件次の耕作者が決まっています。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さん、次の耕作者を探すためにご苦労されたと思います。ありがとうございます。全件決まっておるとい事でございますので別段問題は無いと思いますが、委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>

16番	全部決まっているという事であまり聞かなくていいんでしょうけど、6番目の●●●さん●●町を借りているわけですけどこの位置は何処なのでしょう。
議長	位置は●●。
6番	6番目の●●●はどこの辺か。
10番	●●●。あれは●●●です。  ●●●。 (発言多数で聞き取り不能)
16番	わかりました。いいです。
議長	他にございませんか。他にご意見ございませんでしたら、報告でございますので終わりたいと思いますけど、よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは質問も出切ったようでございますので、報告第2号の方終わらせていただきます。続きまして議事順位第7 報告第3号 農地転用現況証明について1から6を、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	報告第3号に入る前に、申し訳ございませんが修正箇所がございます。今から読み上げるところの訂正をお願いします。15ページですが、提出日が3月19日になっておりますので、ここを4月18日に提出に、次に16ページ、1件目から4件目の備考の資料番号が全て19になっておりますが、上から資料11、資料12、資料13、資料14。17ページ5件目の地区名ですが●●●ではなく●●●●●でございます。参考資料の資料15、16の順番が逆になっておりますので、資料番号が5件目が資料16、6件目が資料15に修正願います。訂正しお詫び申し上げます。 6件朗読。 1件目。資料20ページ、21ページ資料11をご覧ください。申請が2筆。3986番2につきましては昭和54年に3986番から分筆した土地を道路として利用している状況でございます。3988番につきましては昭和54年に隣接の3989番1土地上に自宅を建築した際に倉庫を建築し現存している状況でございます。

	<p>2件目。資料22ページから24ページ資料12をご覧ください。申請が2筆。3206番6につきましては昭和49年に隣接地に自宅を建設した際に倉庫を建て現存、3207番2につきましては昭和61年に車庫を建て現存している状況でございます。</p> <p>3件目。資料25ページから27ページ資料13をご覧ください。申請が5筆です。昭和60年頃に杉の苗木を植え付け山林化している状況でございます。</p> <p>4件目。資料28ページ、29ページ資料14をご覧ください。申請が1筆です。平成2年に母屋増築増改築に伴い倉庫が建てられたものでございます。</p> <p>5件目。資料33ページから35ページ資料16をご覧ください。申請が1筆です。昭和60年頃に耕作を放棄し、竹林となっている状況でございます。</p> <p>6件目。資料30ページから32ページ資料15をご覧ください。申請が1筆です。昭和43年頃から耕作放棄し、現在竹や雑草が繁茂し原野化している状況でございます。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1番	<p>さっき間違いがあったけども、場所は●●の峠を上がる所にスタンドがありますけども、あの左手の方にあります。 (テープ交換) 別段問題は無いと思います。</p>
議長	<p>では、2番目。</p> <p>2番目につきましては私がやりましょう。●●●●●のスタンドがお分かりでしょうか。セルフのスタンドから左の方に入っていきますと、●●の方に入る道がございます。その道を行きましたら右に直角に曲がる所があるんですが、●●という地域なんですけどもその直角に曲がった所から150mか200m行ったところに右の小高い所に1軒ほど家がございまして、この家でございまして。確かに、資料の図面の通りに3207の2ですが、ここに車庫が建っております。もう一つの3206の6の方には半分以上を占めて物置というか倉庫が建っております。なぜこういうふうに分筆されたのか、その当時の持ち主の方がいらっしゃらなくて空き家なんです。それで持ち主が直接いらっしゃらなくて、よく分からなかったんですけど、管理は草刈り等行われてきちんと管理しておられて次に新しい方がここを取得されるという事で、今回のこの申請になったようでございます。別段問題は無いんじゃないかというふうに思います。美祢市現況証明基準に照らしても何ら問題ないが無いと私は思いました。</p>

3番	<p>3番、4番お願いいたします。</p> <p>3番、俵です。場所は旧道になるんですが、●●側から旧道に入ると●●●●●●がありまして、それをまた左に200mくらい入った行き止まりの所があり、27ページの写真を見ていただいたら分かりますが立派な山林になっておりますので別に問題はないというふうに思います。続きまして4番目ですが、資料14、15、申請地ですがこれも旧道沿いの●●●●●●さんの左手に入ると●●●●●●の途中にあるわけですが、29ページの写真を見ていただいたら倉庫が母屋の横に建っており現存しており問題はないと考えます。以上です。</p>
1番	<p>では5番を説明させていただきます。これはさっき言いました宮の河内です。竹林になっておりますので何の問題はないと思います。6番につきましては、●●●●●●の●●●●●●がある所の●の方に向かって左側の山の方です。雑草と木が立っておりまして、問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんより何か補足説明がございましたらお願いします。</p>
23番(推進委員)	<p>伊佐地区推進委員の山田です。1番は倉増委員が言われたように問題ありません。よく管理されております。2番目におきましては、山本会長から言われたように、しっかり草刈りもできており問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>では3番、4番。お願いします。</p>
2番(推進委員)	<p>確認当日欠席しましたので、本日確認しました。委員ご報告の通りです。以上になります。</p>
14番(推進委員)	<p>於福上の野尻です。4番も特に異常ありませんのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、5番。</p>
18番(推進委員)	<p>5番は竹藪になっていて、見に行きましたが問題ありません。</p>

議長	6番。
10番(推進委員)	美東町大田の推進委員、瀧山です。当日一緒に現地調査に行きましたが、この報告書に書いてある通り原野化して畑の形はありません。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは報告事項でございますから、以上をもちまして報告第3号は終わらせていただきます。それでは議事順位第8 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回4件。農事組合法人●●●●、●●、●●、●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業状況また構成員の状況、また執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の状況につきまして当番委員の方より報告をお願いいたします。
6番	はい。4月10日に農業相談がございまして、1件ございます。担当は伊藤（新）委員と武藤委員でございます。中身は●●●●の方で88歳、昭和38年に開墾された土地を払下げの後の土地の利用について、相談者の方はその土地について、土地は6畝6分の土地なんですけど、もう亡くなられた方の所有の土地を使っていた。相談者の方が、相談者の方はある意味自分のところの土地だと思っていたけれども、どうも違うと、他人の土地だと。で、その所有者の方から買ってくれと相談があつて、本人は認識が違ったみたいで、当時の相談者に相談すると、とりあえずお金を払っておいてくれみたいなこと言われたので、その方に払ったと言われているんですけど、結果的に昭和57年7月にお金をお支払されて、その領収証は売買代金の領収書として明記されております。これにつきまして、農業委員の事務局に登録の関係も含めてよく分からないところがあるので一度調べて下さいという事で、●●●●の方の書類を調べてもらいますと、一応●●●●においても売買としてその土地については解決しているという書類が出てきましたと報告を受けました。当日ご本人はしっくりいかなかったようですけども、その当時の当事者が全て鬼籍の中に入られている



	<p>ので、おられる方はその相談者の方一人だったんですけども、一応本人さんが持っている書類がぼつぼつありますので、その書類をこちらの方で話を聞きながら年代ごとに整理して、いろいろ法的な絡みも出てくる可能性があるので美祢市の法律相談日にその書類を持って、所有権の關係の整理も必要だと思いますので、無料の法律相談日に出向いてご相談くださいというお願いをして当日は終わっております。その一件だけでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございました。次に行く前に実は、古い委員の方はご存じと思いますが、●●の水問題で以前農業委員会が審査委員会を設置をして当時の委員の原田委員が委員長を務められました。●●さん、当時ご主人はいらっしゃったかな。●●さんと下の●●さんとの紛争が、また始まったと言いますか、再燃をしたようでございます。それで村上委員さんと、まだ来られていない、田口推進委員に実は行ってもらっております。村上委員の方より、簡単でいいですから内容だけ報告していただければと思います。</p>
<p>7 番</p>	<p>7 番の村上です。お願いします。昨日 16 日の夕方 7 時半頃、●●さんの方から河川敷の件で相談がありまして、その時には酒を飲んでいたので、17 日の朝、●●さんと現地へ行って状況の説明を受けました。その時に●●さんが話されたことは、河川敷があって今、田は圃場整備をされていて、もう何十年も前からその河川敷を利用して田に水を充てることをしていた。それで●●さんが美祢土木に相談されて、美祢土木が●●さんの堰いてる所を堰いてはいけないと言われたそうです。そういう事を言うのはおかしいのではないかと私は思って、とにかく水を充てて、今は追えない状況なので今三者会議の相談をしても 4 月にやってもしどが停止しても 6 月頃になりますから、今は田植えの時期で急いでいる状況なのですぐに水を充てて下さいと言いました。後日、今日総会があるので会長に相談しますからという事で、とにかく水を充ててくださいという事だけは言いまして、その場は別れました。後日、今度は日夕方に田口推進委員さんと夕方 3 人で相談を受けました。その時に美祢土木、会長さんが電話されたそうなんですけど、美祢土木がお断りの電話をされたそうなんですけど、そんなつもりで言った覚えはないということを●●さんが言われましたけど、昔からある河川敷で圃場整備をした時にもそういう話があったはずなんで、その河川敷の水路を使用することはできますということで、最後に会長にお願いがあるんですけど、美祢土木と農林課の方にお問い合わせしてもらいたいのは、●●さんが美祢土木に相談されたので美祢土木から●●さんの方に説明と言うか、説得をしてもらいたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。美祢土木から●●さんにどうこうしてくれと言っても多分美祢土木はしてくれないと思いますが、今●●さんの方から報告があった件の一部に私の名前が出てきましたので、私が絡んだ部分だけを私の方から説明しますと、実は水利権いうものはずっと昔からあるもので本来、圃場整備ができた時から当然その水路に関わる井手も含めて水利権があるものだ</p>

思っております。●●さん、ちょっと別の事で知り合いといひますか、知っていますので電話がかかってきましたので、とりあえずはどちらの立場に立つこともできませんから、県土木の方に行きまして、こうこう言われたようだけれど言われた根拠について文書で提示いただけませんか。というお願いをしました。ただ私はそこまで言った覚えはありませんと、●●さんがそのように捉えたのであれば私の言葉不足でしょうと、●●さんにそういう事はありませんと言う事をお伝えしますと、心配をかけたという事をお詫びをしましょうという事で言われました。それであれば文書の方はいいかなということで、県土木との間は私は終わっております。と言うのは県土木には水を取ってもいいとか、水を取ってはいけないとかいう権限は全くないと、井堰があつて井堰のせき方についても県土木はああしたらいけない、こうしたらいけないという事は言えないと、当然いせきを改造するような事をすればそれは県土木が構造物を変えるんだから、県の管理下にある水路であれば県が言うし、市の管理下であれば市が言うと思ひますけれど、その辺がなければ別段何もありませんよと言う事です。それで何人か私も知っている人がいますので、聞きましたら●●さんのおじいちゃんの代はいい人だったけれど、お父さんの代、今度は息子さんの代になってやねこいからな。間に入って関わるのは俺も嫌だよというふうに言っておられました。それで偏見をもつていただいたらいけないんですけど、地域の中ではそのように言われる方がかなりいらっしゃるように思ひます。それと私かなり長い間農業委員をやっておりますので、みなさんより少しよく知っているかもわかりませんが、以前にもいろんな問題で●●さんは周りとのトラブルメーカーである事が事実でございます。●●さんとの件は実は●●さん達が圃場整備道の拡幅工事の時に水が辛くなるからとどこか溜池を作られたようなんです。何人かで。その溜池の水を自分達で作つた溜池だから水をポンプで汲んで道路の下の横断歩道を通してホースで反対側のちょっと高い田んぼに上げていたら、それがいけないという事で●●さんからすごい苦情が出たと。全く●●さんの関係の溜池ではない。他の権利の方は何も言われなくても●●さんから出たというところが、●●さんと●●さんの最初の問題のように私は覚えております。その時には、審査委員会を立ち上げましたけれど仲裁は不成立に終わっております。今回の件ですけれど、水利権の問題ですから先々の問題もあります。それと、●●さん今回熊本県で2年間か3年間か研修を受けられた娘さんが帰つて来られて、今年から農業をやっておられるんですよ。その辺もありまして、今後この問題が尾を引くことがあつてもいけませんから、私からのアドバイスは、もし●●さんから何かがあつて怒鳴りこんでこられた時には、家の戸をきちんと締めて外から怒鳴られて怖いんで、うちは女家庭で怖いんですぐに来て下さいと110番してください。これある意味であんまりやると、恐喝になるんですよ。それと井手の板を勝手に退けると威力業務妨害というきちんとした刑法に触れる犯罪になりますので、そういう事がある都度、警察の方をお願いをして解決をしてもらってください。それともう一つは、きちんと段取りをして司法に訴えてきちんと結論を出して判決をもらってください。それが今後いろんな面で仕事がしやすくなるのではないですか。お金は若干かかるでしょうけどね。というアドバイスをしておきました。今後どのような形で農業委員会にこの問題がくるか分かりません。その時にはみなさんに図りながら、どちらの肩を持つわけでもなくやはり正しい方が正しい方に方向が向くように間に入ってあげられたらいいんじゃないかというふ

	<p>うに思っております。別に私は●●さんと●●さんがどうというふうには思っておりませんが、相談を受けましたので、●●さんから受けたら多分あなた負けるだろうから止めた方がいいかもよと言うとは思いますがね。そういう事でございます。今の●●さんの報告の補足をしておきます。他に何か委員のみなさんの方で何かありましたら出していただきたいと思います。</p>
1 1 番	<p>●●●の件で、和解の仲介の件がそのままになっているんですが、何か変化がありましたか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>まだ何も連絡がございません。</p>
議長	<p>それ連絡待ちなんですよ。</p>
事務局	<p>はい。そうです。</p>
議長	<p>みんなが集まって話し合える日か、何かの連絡待ちだったと私は思っております。他にございませんか。無ければ事務局の方から今後の日程等、事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会は、5月16日の水曜日、午後2時から美祢市勤労青少年ホーム、2階会議室で行います。農業相談は5月8日火曜日。美祢地区は縄田委員さん、美東地区は楡崎委員さん、秋芳地区は安富委員さんでございます。現地調査につきましては実施日は5月9日水曜日9時から行います。担当当番委員さんは桑原委員さんと伊藤太一委員さんをお願いしたいと思います。それからこの会が終了後に農業委員推進委員の合同の会議を開きたいと思っております。予定より早く終わりそうなので、まず総会が終わった後みなさんの手元の名札を持って隣の会場の方をお願いします。みなさんが揃い次第会議を会議の方を開きたいと思っております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>今回全体会議を行います。年間3回から4回くらい推進委員さんも集まってもらって、みんな情報交換会をしようと思っておりますけど、ちょっと次回かその次になるかと思っております。農繁期は避けたいと思っておりますけれど、一度前の農業員会では人工呼吸それから心臓マッサージの講習を受けております。今度は電気ショックの方までやれるくらいの時間を取って全員で講習を受けていたら何かの時</p>

に自分では役に立ちませんが、人の役に立てると思いますのでその時はまたご協力をお願いします。

全ての議事が終了いたしましたので互礼を行います。

午後4時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年4月18日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

